

第6章 関連意匠制度の拡充¹

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 関連意匠制度 of 概要

意匠法は、同一又は類似 of 意匠について二以上 of 出願が競合した場合、異なる日 of 出願 of 場合には最先 of 出願人 of みに（同法第9条第1項）、同日出願 of 場合には出願人間 of 協議により一 of 出願人 of みに（同条第2項）登録を認める先願主義を採っている。先願主義を採用する以上、同一・類似 of 意匠について権利 of 重複は認められない。

一方、デザイン開発においては、一つ of デザインコンセプトから多く of デザインバリエーションに係る意匠が同時期に創作されることが多い。先願主義を貫徹すれば、デザインバリエーション of 一つについては意匠登録が可能であるが、その他 of 類似する意匠については意匠権で保護することができないこととなる。

平成10年に創設された関連意匠制度は、自己 of 意匠登録出願 of うちから選択した一つ of 意匠を本意匠として登録するとともに、これに類似する意匠についても、関連意匠として登録できる制度であり、先述 of 先願主義を修正するものである。

② 関連意匠 of 出願可能期間

平成10年時点では、関連意匠について本意匠との同日出願のみが認めら

1 関連意匠制度 of 拡充及び間接侵害規定 of 対象拡大に関する検討及び本書 of 執筆については、意匠審査官 of 鈴木康平氏に多大なる協力を頂いた。

れていたが、その後、当初製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザインバリエーションを開発する企業戦略が広まり、市場投入が想定される全ての関連意匠を本意匠出願時に準備することは困難であると頓に指摘されるようになった。こうしたデザイン戦略の機動化や多様化を受けて、平成18年改正により、関連意匠の出願時期について、本意匠と同日出願から、本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に改められた。

③ 保護の無限連鎖の回避

意匠法第10条第3項は、「第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。」と規定している。これは、本意匠とは非類似である関連意匠にのみ類似する意匠については、保護の無限連鎖を回避するために、意匠登録しない旨を規定したものである。

(2) 改正の必要性

近年、世界中の企業が、技術だけでなくデザインによる競争力の強化を図る中、自社製品に共通の一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観を築き上げ、製品の付加価値を高める動きが加速している。こうしたデザイン戦略は、一貫したデザインコンセプトに基づき、市場動向等を踏まえて製品等のデザインを長期的に進化させていく手法であるが、従来の関連意匠制度では、これに対応できない。

具体的には、①関連意匠の出願可能期間が本意匠の意匠公報発行前まで（本意匠出願から8か月程度（平成30年時点））に限定されていることから、長期的な市場動向等に応じて関連意匠を保護することはできず、さらに、②類似する意匠を連鎖的に保護することができないことから、進化していく意匠を保護することができない。

上記状況に鑑みれば、一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援するため、①出願可能期間及び②関連意匠として登録可能な範囲に

において、関連意匠制度の拡充が求められているといえる。

2. 改正の概要

本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に出願された場合のみ関連意匠の登録を認めるものとする意匠法第10条第1項を改正し、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前に出願されれば、意匠登録を受けることができるものとした。また、関連意匠にのみ類似する意匠は登録できないとする同条第3項を削除し、関連意匠に類似する意匠を連鎖的に保護できるものとした。さらに、これらの改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

3. 改正条文の解説

(1) 関連意匠の登録可能な出願期間

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホ

ルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

2～8 (略)

① 関連意匠の登録可能な出願期間の延長

一貫したコンセプトに基づいて製品等のデザインを進化させ、ブランドを構築する観点からは、関連意匠の出願を意匠公報発行日以降も可能とすることが望ましい。このため、関連意匠の登録可能な出願期間を定める第10条第1項について、「本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前」までに出願された意匠であれば、関連意匠の登録を認めることとした。

② 関連意匠の設定登録の条件

今回の改正で意匠公報の発行の日後についても、関連意匠の出願が認められることになるが、本意匠が登録料未納等で消滅した後にまで関連意匠の登録を認めると、一度本意匠の消滅によりパブリック・ドメインとなった意匠が後に登録された関連意匠の権利範囲に含まれてしまい、第三者を害するため、適切でない。

よって、関連意匠の設定登録時に本意匠の意匠権が存続していることを

要件とすべく、新第1項に「ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。」とするただし書を追加した。

(2) 関連意匠の登録における新規性要件及び創作非容易性要件の適用除外

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 (略)

2 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠について同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3～8 (略)

今回の改正により、関連意匠の登録可能な出願期間が延長されるが、本意匠の意匠公報発行後に関連意匠について出願した場合、関連意匠の出願時には本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていることが考えられることから、いずれの場合も意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠に該当し、本意匠と類似する関連意匠の出願は拒絶されてしまう。これを避けるため、関連意匠についての同項及び同条第2項の適用について、適用除外を設ける必要がある。

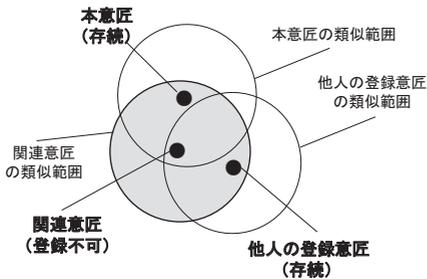
したがって、公報発行によって公知となった本意匠や、出願後に製造、販売等された実施品は新規性及び創作非容易性の要件の判断において公知意匠となるに至らなかつたものとみなす一方、他人の登録意匠や他人の公知意匠、自己の実施品や自己の消滅した登録意匠によって公知となった意

匠のうち本意匠と類似しないものに関しては、既に他人の意匠権の保護範囲となっている、又は、パブリック・ドメインとなっていることから、これらについては原則どおり、新規性及び創作非容易性の判断において考慮することが必要である。これを規定すべく、「第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った自己の意匠のうち、本意匠と同一又は類似の意匠」については、新規性及び創作非容易性の要件の判断において公知意匠となるに至らなかったものとみなす旨を規定した。

[第3条第1項及び第2項の適用除外とならず、関連意匠登録ができない例]

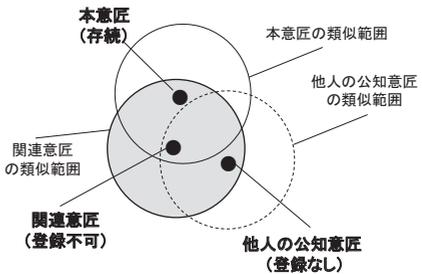
登録不可能な例①

関連意匠が他人の公知となった登録意匠に類似する場合



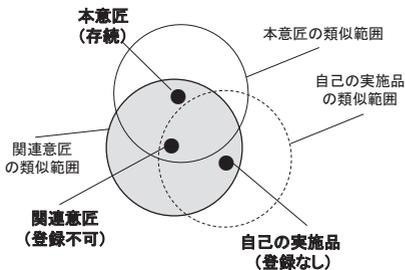
登録不可能な例②

関連意匠が他人の公知意匠に類似する場合



登録不可能な例③

関連意匠が自己実施品（本意匠に類似しない）に類似する場合



(3) 関連意匠の登録における意匠法第3条の2の適用除外

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。

4～8 (略)

① 意匠法第3条の2の趣旨

意匠法第3条の2は、意匠登録の要件として、意匠登録を受けようとする後願の意匠が、その意匠の出願後に意匠公報に掲載された先願意匠の一部と同一又は類似の意匠である場合については、意匠登録を受けることができない旨を規定したものであり、平成10年に新設された。

しかし、平成10年以降、製品全体から個々の部品の順にデザインが決定している開発実態が広まったこと、また、模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分を模倣する問題が生じていたこと等から、部品の意匠や部分意匠の意匠権の取得を戦略的に行いたいというニーズが生じてきた。こうした背景を受けて、平成18年改正により同条にただし書が追加され、先願の意匠公報の発行の日前までに同一人がした出願については、同条本文の規定に該当する場合でも拒絶され

ないこととされた。

② 意匠法第3条の2ただし書と秘密意匠の関係

意匠法では、意匠は物品の外観であり模倣されやすいことから、意匠登録出願人が意匠権の設定登録の日から最長3年間、登録した意匠の内容を公開せず、秘密にしておくことを請求できる秘密意匠制度（意匠法第14条）が設けられている。秘密意匠の意匠権が発生したときには、意匠権者の氏名等のみが意匠公報に掲載され、当該意匠に関する「願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容」は、秘密指定された期間中は秘密とされ、当該期間の経過後に遅滞なく意匠公報に掲載されることになる（同法第20条第4項）。

平成18年に追加された同法第3条の2ただし書においては、先願の意匠公報の発行の日前までに同一人がした出願については、同条本文の規定に該当する場合でも拒絶されないこととされたが、この先願の意匠公報は「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く」と規定されているため、先願が秘密意匠の場合、当該先願の秘密期間中に願された後願は、同一出願人による場合であっても拒絶されることとされた。これは、先願の秘密期間中に同一人がした出願についても意匠登録を可能としてしまうと、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する蓋然性が高まるためである。

③ 意匠法第3条の2ただし書と関連意匠制度の関係

関連意匠出願が自己の秘密意匠として意匠登録を受けようとしている先願意匠の一部と類似する場合、②に記載のとおり、先願の意匠が秘密意匠として意匠公報に掲載される（意匠法第20条第3項及び第4項）までの間は、同法第3条の2ただし書により、関連意匠の登録が可能である。また、先願の秘密解除後は、今回の改正で新設する同法第10条第2項の規定により、先願が同法第3条第1項及び第2項の適用除外の対象となるため、関

連意匠の登録が可能となる。しかしながら、意匠公報発行から秘密解除までの期間は、同法第3条の2ただし書も同法第10条新第2項も適用されないため、同法第3条の2の規定により、関連意匠出願が拒絶されることとなる。

よって、関連意匠出願については、同一人による出願についての同法第3条の2の適用除外を意匠公報発行から秘密解除まで延長すべく、同条中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする読替規定を置くこととした。これにより、出願から秘密解除までは同法第3条の2ただし書により、秘密解除後は同法第10条新第2項の規定により、それぞれ先願が同法第3条の2本文並びに同法第3条第1項及び第2項の適用除外の対象となることになる。

(4) 関連意匠にのみ類似する意匠の登録

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当

「該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

6～8 (略)

① 連鎖する関連意匠の保護

関連意匠に類似する意匠を連鎖的に保護するために、第10条新第4項前段において、同条新第1項により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠であっても、当該関連意匠（第一関連意匠）を本意匠とみなして同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする旨を規定した。また、同条新第4項後段において、当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠（第二関連意匠）にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、第三関連意匠、第四関連意匠…として意匠登録を受けることができると規定した。

なお、第二関連意匠が、第一関連意匠にのみ類似する場合に加えて、第一関連意匠の本意匠とも類似する場合であっても、本項の規定の適用を受けることができる。

② 連鎖する関連意匠の登録可能な出願期間

上述のとおり、第二関連意匠以降の関連意匠については、その直前の関連意匠を本意匠とみなして第10条新第1項の規定を準用し、連鎖的に関連意匠の登録を受けられるものとするが、この際の必要な同項の読替規定を同条新第5項に規定した。

すなわち、関連意匠の登録可能な出願期間については、本意匠の出願から10年間とするが、第二関連意匠以降の関連意匠について、その直前のみなし本意匠の出願から10年間としてしまうと、関連意匠の連鎖によって一つの意匠群が永続的に保護されることとなり、不適切である。よって、第二関連意匠以降の関連意匠の登録可能な出願期間については、最初に出願

された本意匠の出願から10年間とすることが適切である。したがって、同条新第5項において、「前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初を選択した一の意匠」とする。」と規定することとした。

なお、同条新第1項ただし書中の「本意匠」についてはこの読替規定が適用されないため、第二関連意匠以降の関連意匠の登録に際しては、最初に出願された本意匠ではなく、直前のみなし本意匠の意匠権が存続していることが要件となる。

(5) 関連意匠についての専用実施権の設定

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 (略)

2～5 (略)

6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第一項及び第四項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

7・8 (略)

意匠権者はその意匠権について専用実施権という排他的独占権を設定することができるが(意匠法第27条第1項)、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、これを設定することができると規定されている(同条第1項ただし書)。これは、本意匠と関連意匠には権利の重複部分があるため、本意匠や関連意匠の一部にのみ専用実施権を設定した場合や、別々の者に専用実施権が設定された場合に、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することになり適切で

ないことから規定されたものである。

また、現行の第10条第2項は、意匠法第27条第1項ただし書に基づいて専用実施権を設定した本意匠やその関連意匠があるにもかかわらず、その後日に同項ただし書に反する新たな関連意匠の意匠権が発生することを防ぐために、本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠について、意匠登録を受けることができない旨を規定している。

今般の改正で連鎖する関連意匠の登録を認めることとするが、本意匠、関連意匠、第二関連意匠…のうちいずれか一部のみで専用実施権の設定を認めてしまうと、専用実施権の重複部分について二以上の者に排他権が成立することから適当ではない。よって、第一関連意匠については、その本意匠の意匠権に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨を、第二関連意匠については、当該第二関連意匠の登録に際し第10条新第4項の規定により本意匠とみなされる意匠（第一関連意匠）の意匠権に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨をそれぞれ規定する必要がある。このため、本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合について、同条新第1項及び新第4項の規定にかかわらずその本意匠に係る関連意匠について意匠登録を受けることができない旨を規定した。

(6) 関連意匠相互の取扱い

◆意匠法第10条

(関連意匠)

第十条 (略)

2～6 (略)

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう)。

以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

- 8** 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

① 先願主義の適用除外

現行の第10条第4項は、ある本意匠に係る複数の関連意匠が登録される場合、これらの関連意匠が相互に類似しているときは、当該関連意匠同士にも先願主義（意匠法第9条第1項及び第2項）の規定が適用されない旨を確認的に規定している。

上記規定の趣旨は、連鎖する関連意匠の登録を認めた後でも妥当するため、第10条新第7項において同様の規定を設ける必要がある。その際、同項の「本意匠」は、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠を指す旨規定する必要がある。

すなわち、第10条新第7項において、最初の本意匠と同条新第1項の規定により登録を受ける関連意匠及び同条新第4項の規定により本意匠とみ

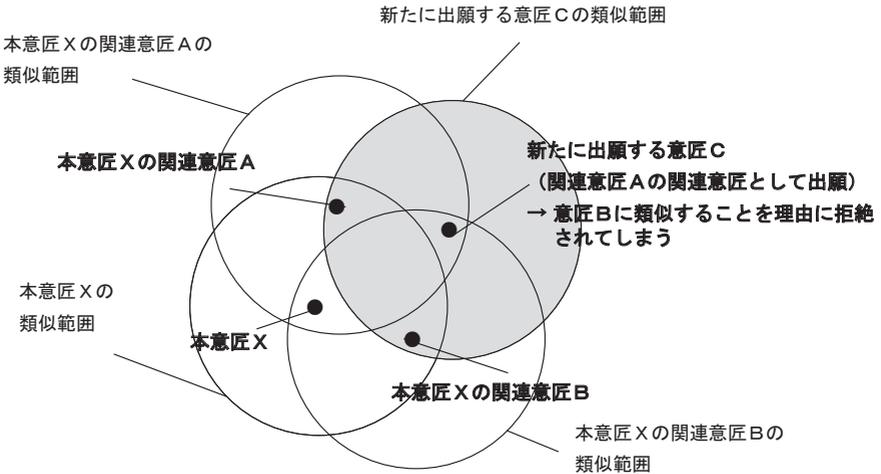
なされる意匠と同項の規定により新たに登録可能となる関連意匠との関係のみを規定する場合、例えば、本意匠Xに二つの関連意匠A・Bが既に登録されており、この関連意匠A・Bの両方に類似する意匠Cを関連意匠Aの関連意匠として出願しようとする場合、関連意匠Bは意匠Cの本意匠に当たらないため、意匠Cは関連意匠Bに類似することを理由に拒絶されることとなる（下図参照）。このような事例において意匠Cを登録できないとする場合、一貫したコンセプトに基づき開発された意匠を連鎖的に保護できるようにするという今般の改正趣旨に反する。

このため、このような場合にも関連意匠の登録を可能とするよう、最初の本意匠が共通する関連意匠全てについて同法第9条第1項及び第2項の適用除外を設ける必要がある。

したがって、第10条新第7項の「本意匠」については、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠を指すよう、「基礎意匠」と定義した上で、「関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。…）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。…）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠」については、同法第9条第1項及び第2項の規定が適用されない旨を規定した。

なお、第10条新第7項の「関連意匠」については、同条新第4項の規定により意匠登録を受ける関連意匠も含まれるが、その旨を規定していない場合、同項の規定により意匠登録を受ける関連意匠は含まれないと解されるおそれがある。これを回避すべく、「関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）」と規定することとした。

[共通の本意匠 X を有する関連意匠 A・B の両方に類似する意匠 C を関連意匠 A の関連意匠として出願する場合の概念図]



② 新規性及び創作非容易性の適用除外

第10条新第2項は、一の本意匠と一の関連意匠との関係において、新規性（意匠法第3条第1項）及び創作非容易性（同条第2項）の適用除外を規定している。ある基礎意匠に係る複数の関連意匠が出願される場合、第10条新第7項の規定と同様に、基礎意匠が共通する関連意匠全てについては新規性及び創作非容易性の規定を適用しない旨を規定することが必要である。この点について、同条新第8項において規定した。

ここで、適用除外の対象は、同条新第7項同様、基礎意匠に係る全ての関連意匠であるが、出願中の関連意匠のうち、放棄等によって最終的に登録されなかった意匠と同一又は類似の意匠については除外することが適切でない。また、意匠登録された関連意匠のうち、既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなる。このため、これらの意匠は同法第3条第1項及び第2項の適用除外の対象から除くよう規定した。

【関連する改正事項】

◆意匠法第17条（拒絶の査定）

関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めるために新設された意匠法第10条第4項を新たな拒絶理由として追加した。

◆意匠法第48条（意匠登録無効審判）

現行の意匠法第10条第3項が削除されたことに伴い、当該規定を無効理由から削除した。他方、同条第2項から条文移動した同条新第6項は引き続き無効理由として規定している。

◆意匠法第21条（存続期間）

従来制度において、本意匠とその関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生じることとなることから、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようにするために、関連意匠の存続期間は本意匠の設定登録の日から起算する旨を規定している。

したがって、意匠法第10条新第4項の規定により新たに登録可能となる、関連意匠に連鎖して段階的に類似する意匠についても、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないようにするため、その意匠権の存続期間については、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠である基礎意匠の意匠登録出願の日から25年で終了することとした。

なお、第21条については、存続期間の変更のための改正もあるため、これを踏まえた改正の詳細については第8章を参照されたい。

◆意匠法第22条（関連意匠の意匠権の移転）

◆意匠法第26条の2（意匠権の移転の特例）

◆意匠法第27条（専用実施権）

本意匠及びその関連意匠の意匠権が分離して移転できない旨を規定する第22条、本意匠及び関連意匠に対して意匠権の移転の特例の請求ができない場合について規定する第26条の2第2項並びに本意匠及び関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定について規定する第27条第1項ただし書及び第3項について、意匠法第10条新第4項の規定により関連意匠にのみ類似する意匠が登録可能となり、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、本意匠と関連意匠についてではなく、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権についての規定となるよう改正した。

◆意匠法第60条の8

(関連意匠の登録の特例)

第六十条の八 本意匠の意匠登録出願と関連意匠の意匠登録出願の少なくともいずれか一方が国際意匠登録出願である場合における第十条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定の適用については、同条第一項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは、「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」とする。

2 本意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第四十四条第四項」とあるのは、「第六十条の十四第二項」とする。

3 基礎意匠に係る一又は二以上の関連意匠の意匠権が第六十条の十四第二項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合における第十条第八項の規定の適用については、同項中「第四十四条第四項」とあるのは、「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする。

① 第10条第1項の読替規定（新第1項）

第60条の8第1項については、第10条新第1項について同条新第5項で読替規定を設けたことに伴い、形式的な改正を行った。

② 第10条第1項ただし書の読替規定（新第2項）

第60条の8第2項及び第3項は、今回の改正で新たに追加した規定であり、意匠法第60条の14第2項において、国際登録を基礎とした意匠権はその基礎とした国際登録が消滅したときは消滅したものとみなす旨が規定されていることとの関係で、意匠権の消滅に係る規定の読替えについて規定するものである。

新第2項は、同法第10条新第1項ただし書の読替規定である。同項ただし書は、(i)本意匠の意匠権が意匠法第44条第4項（登録料の未納）の規定により消滅したとき、(ii)無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は(iii)放棄されたときは、当該本意匠について関連意匠の登録ができない旨を規定している。これは、本意匠が登録料未納等で消滅した後にまで関連意匠の登録を認めると、一度本意匠の消滅によりパブリック・ドメインとなった意匠が、後に登録された関連意匠の権利範囲に含まれてしまい、第三者を害するためである。そこで、国際登録を基礎とした意匠権については、上記(i)は同法第60条の21第3項の規定により適用されないこととなるのでこれを除外する一方、同法第60条の14第2項の規定により意匠権が消滅した場合は、同法第10条新第1項ただし書の趣旨と同じ趣旨で関連意匠の登録を認めるべきではないことから、「第四十四条第四項」を「第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。

③ 第10条新第8項の読替規定（新第3項）

新第3項は、意匠法第10条新第8項の読替規定である。同項は、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠が複数登録される場合において、(i)関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項（登録料の

未納)の規定により消滅したとき、(ii)無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は(iii)放棄されたときは、当該関連意匠については、同法第3条第1項及び第2項の規定の適用除外の対象としない旨規定している。これは、既に意匠権が消滅した関連意匠についても同項及び同条第2項の適用を除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなり、前項と同様に不適切であるためである。そこで、基礎意匠に係る関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠に国際登録を基礎とした意匠権が含まれる場合には、当該国際登録を基礎とした意匠権については、上記(i)は同法第60条の21第3項の規定により適用されないこととなるので、これを除外する一方、当該国際登録を基礎とした意匠権が同法第60条の14第2項の規定により意匠権が消滅した場合は、同法第10条新第8項と同じ趣旨で関連意匠の登録を認めるべきではないことから、「第四十四条第四項」を「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」に読み替えることとした。なお、「第六十条の十四第二項」ではなく、「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」とする理由は、同法第10条新第8項は基礎意匠に係る関連意匠が複数存在する場合を前提としており、当該二以上の意匠の中に、国際登録を基礎とする意匠権と国内で出願された意匠権との両方が含まれる場合、単に「第六十条の十四第二項」と読み替えてしまうと、国内で出願された意匠権についてその消滅を規定できなくなってしまうことから、「第四十四条第四項」を「第四十四条第四項若しくは第六十条の十四第二項」と読み替える必要があるためである。

◆意匠法第60条の15（関連意匠の意匠権の移転の特例）

◆意匠法第60条の16（関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例）

意匠法第10条新第4項の規定により関連意匠にのみ類似する意匠が登録

可能となり、同条新第7項において、本意匠のうち最初に選択されたものを「基礎意匠」と定義したことに伴い、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権についての移転の特例及び基礎意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定の特例に関して規定するよう改正した。